

法務省による拙速な法曹養成制度改革に反対し、

総合的体系的な検討を要請する

2019年1月6日

民主主義科学者協会法律部会理事会

法務省は、報道によれば、法曹養成制度を改変する法案を、2019年1月下旬に召集される通常国会に提出するとのことである。その内容は、法科大学院在学中に司法試験の受験を可能とし、また司法試験の選択科目制度を見直すものと言われている。しかし法案の内容は公開されておらず、正確なところは不明のままである。

そもそもこの法案策定過程には基本的な欠陥がある。すなわち、法曹養成に責任をもって従事する法科大学院の教員の関与が全くないままに、またこのような国民生活の根幹に関わる問題について主権者である国民に熟議の機会を与えることもなく、法曹養成の理念・制度の基本にも触れる法案が国会に提出されようとしている。これは「国民のための司法」を掲げた司法制度改革の理念を裏切るものであり、到底容認することはできない。

他方、文部科学省では、かねてより中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、法学部3年と法科大学院2年を組み合わせた5年一貫教育が議論され、実施に移されようとしている。これは、従来の司法試験制度を前提としたものであって、今般法務省から提出される制度を念頭に置いたものではないことは歴然としている。法務省が検討している在学中の司法試験受験という問題と、文部科学省が構想している5年一貫の法曹養成とは、およそ整合性をもって設計されたものとは言いがたく、あえて言えば、ばらばらの制度設計である。

今求められているのは、法曹養成制度全体の見直しに他ならない。文部科学省と法務省が、それぞれの管轄事項に分断された議論に終始し、総合的な検討もなく、整合性をも欠くような制度改革を提案することは、法曹養成の現場を混乱に陥れるだけであり、「国民のための司法」という理念の実現に近づく道をかえって閉ざすものである。

民主主義科学者協会法律部会理事会は、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会及び法科大学院協会等の関係諸機関に対して、現行法曹養成制度の総括的反省の上に制度改革を総合的かつ体系的に検討できる態勢を早急に確立することを要請する。